

市川市経営力強化支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者等が厳しい経済社会情勢の変化に対応し、自らの経営力の強化を図るため、事業再構築等に係る事業計画の策定等に当たり専門家による支援を受けた中小企業者等に対し、予算の範囲内において、市川市経営力強化支援補助金（第4条第2号を除き、以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者、これと同程度の規模を有する特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）又は公益法人等（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等をいう。）その他市長が適当と認めるものをいう。
- (2) 新分野展開 中小企業者等が主たる業種（日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に定める大分類に掲げる産業のうち、当該中小企業者等に係る売上高の構成比率の最も高い事業が属するものをいう。次号及び第4号において同じ。）又は主たる事業（日本標準産業分類に定める中分類、小分類及び細分類に掲げる産業のうち、当該中小企業者等に係る売上高の構成比率の最も高い事業が属するものをいう。次号において同じ。）を変更することなく、新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、新たな市場に進出することをいう。
- (3) 事業転換 中小企業者等が新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することなく、主た

る事業を変更することをいう。

- (4) 業種転換 中小企業者等が新たな製品を製造し、又は新たな商品若しくはサービスを提供することにより、主たる業種を変更することをいう。
- (5) 業態転換 中小企業者等が製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を相当程度変更することをいう。
- (6) 事業再編 中小企業者等が会社法（平成17年法律第86号）の規定による合併、会社分割、株式交換、株式移転、事業譲渡等を行い、新たな事業形態のもとに、新分野展開、事業転換、業種転換又は業態転換のいずれかを行うことをいう。
- (7) 事業再構築 新分野展開、事業転換、業種転換、業態転換又は事業再編のいずれかを行う中小企業者等の事業活動をいう。
- (8) 専門家 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた者（イにおいて「主務大臣認定者」という。）又はこれに準ずる者として市長が認める者

イ 主務大臣認定者から推薦を受けた者

（補助対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 市内に本店又は主たる事業所を有する中小企業者等であること。
- (2) 補助金の交付を受けた後も、引き続き市内で事業を継続する意思があること。
- (3) 納期限が到来した市税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者又は健康保険法（大正11年法律第70号）その他の医療保険に関する法律の被扶養者

- (2) 法人税法第2条第5号に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- (4) 宗教上の組織又は団体
- (5) 政治団体
- (6) 市川市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等（次号において「暴力団員等」という。）又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者（同号において「暴力団密接関係者」という。）
- (7) 法人であつて、その役員のうち暴力団員等又は暴力団密接関係者があるもの
- (8) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の決定を受けた者
- (9) 補助金の交付を受けようとする年度において、既に補助金の交付を受けた者（補助金の交付の決定を受けた者を含む。）
- (10) その他市長が適当でないと認める者
（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、専門家による支援を受けて行う次に掲げる事業とする。

- (1) 経営力の強化を図るための事業再構築、商品開発、サービスの提供、販路開拓、IT設備の導入等に向けた事業計画の策定等
- (2) 前号に掲げる事業に係る国、県その他の公的機関による補助金その他の相当の反対給付を受けない給付金（以下「他の補助金等」という。）の申請
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 委託費（専門家に支払われるものに限る。）
- (2) 謝金及び旅費（専門家に支払われるものに限る。）
- (3) その他補助対象事業の実施に必要な経費で市長が適当と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる経費について他の補助金等を受け
る場合は、当該他の補助金等の額に相当する部分は、補助対象経費としない。
（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定め
る額とする。

(1) 第4条第1号に掲げる補助対象事業のみを実施する場合 補助対象経
費に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、こ
れを切り捨てた額）。ただし、100,000円を限度とする。

(2) 第4条第1号及び第2号に掲げる補助対象事業を併せて実施する場合
補助対象経費に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数がある
ときは、これを切り捨てた額）。ただし、150,000円を限度とする。

（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の申請書は、市川市経営力強化支援補助金交付申請
書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書・同意書（様式第2号）
- (2) 支援を受ける専門家に係る見積書等の写し
- (3) 第4条第2号に掲げる補助対象事業に係る他の補助金等の申請を予定
する場合にあっては、当該他の補助金等の公募要領等の写し
- (4) 第3条第1項第1号及び第3号に規定する事項を証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、補助金の交付を申請しようとする者の同意を得て前項第4号に掲
げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるとき
は、当該書類の提出を省略させることができる。

4 第1項の申請書は、補助対象事業を開始する前に提出しなければならない。

(決定の通知)

第8条 規則第6条の規定による通知は、市川市経営力強化支援補助金交付可否決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(変更等の承認)

第9条 規則第8条の承認を受けようとする者は、市川市経営力強化支援補助金交付申請事項変更等承認申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、その旨を市川市経営力強化支援補助金申請事項変更等承認可否決定通知書(様式第5号)により当該申請書の提出をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市経営力強化支援補助金実績報告書(様式第6号)によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次のとおりとする。

(1) 事業報告書

(2) 支援を受けた専門家の領収書等の写し

(3) 第4条第2号に掲げる補助対象事業に係る他の補助金等を申請した場合にあっては、当該他の補助金等の申請書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第11条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市経営力強化支援補助金額確定通知書(様式第7号)により補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 規則第16条の交付請求書は、市川市経営力強化支援補助金交付請求書（様式第8号）によるものとする。

2 前項の交付請求書の添付書類は、通帳又はキャッシュカードの写しとする。
（補則）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月18日から施行する。